

水俣・芦北地域温泉巡りスタンプラリー事業業務委託に係る 企画コンペ実施要領

I 募集

1 事業名

水俣・芦北地域温泉巡りスタンプラリー事業

2 事業目的

当地域は令和4年度に国民温泉保養地に指定された湯の児・湯の鶴温泉をはじめ、湯浦温泉、吉尾温泉、大野温泉、つなぎ温泉など多くの温泉があり、当地域の観光資源の一つとなっているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や観光需要の変化などにより、観光客数が年々減少傾向にある。

また、南九州西回り自動車道の水俣～袋間の開通が近年中に予定されているが、以前の八代～芦北間や津奈木間と同様のストロー現象による「交通量の減少」が懸念される。

そのため、当地域の魅力の大きな柱である「温泉地」で誘客し、認知度向上の取組が必要であるとする。

また、各市町では個別に温泉のPR事業に取り組んでおり（温泉フォトコンテスト、記念ロゴマーク作成、観月橋ライトアップ等）、一つ一つの温泉への来訪はあるものの、次は隣接する市町の別の温泉へ、という広域的な周遊にはつながっていない現状であるが、令和6年度に国民保養温泉地協議会総会が水俣市で開催され、令和7年度は湯の児開湯100周年となり、さらに、つなぎ温泉四季彩のリニューアルオープンを10月に控えており、今年度は当地域の温泉をPRする絶好の機会でもある。

以上のことから、当地域の温泉を回るスタンプラリーを実施することで、水俣・芦北地域の温泉PR及び地域への再訪・周遊を促し、温泉を通じた観光入込客数の増加を図ることとする。

3 事業概要

(1) 委託内容 別紙「水俣・芦北地域温泉巡りスタンプラリー事業業務委託 標準仕様」のとおり

(2) 委託期間 契約締結の日から令和8年（2026年）3月13日（金）まで

(3) 予算額 1,548,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 企画提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約金額は採択された企画をベースに仕様を定めたうえで積算し、別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、必ずしも一致しない。

4 成果品

業務完了報告書（電子データ（メール又はUSB））

受託者は、事業の結果を取りまとめた業務完了報告書を作成し、提出後検査を受けること。

5 契約保証金

受託者は、熊本県会計規則（以下「規則」という。）第77条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の金額を熊本県に納付するものとする。なお、規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することとする。

Ⅱ 応募

1 参加資格

次の要件を全て満たすこととする。

- (1) 民間企業、その他の法人であって、委託事業を遂行するに足る能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 民事再生法（平成11年法律第255号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立てをされた者
 - ③ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者であること、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 応募等スケジュール

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 公募開始（県HP） | 令和7年（2025年）7月 8日（火） |
| (2) 企画コンペ参加申込期限 | 令和7年（2025年）7月22日（火）午後5時 |
| (3) 問合せ（質疑）期限 | 令和7年（2025年）7月24日（木）午後5時 |
| (4) 問合せ（質疑）回答期限 | 令和7年（2025年）7月29日（火）午後5時 |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和7年（2025年）8月 5日（火）午後5時 |

(6) 書面審査	令和7年(2025年)8月6日(水)(予定)
(7) プレゼン審査	令和7年(2025年)8月7日(木)(予定)
(8) 審査結果通知	令和7年(2025年)8月上旬頃
(9) 契約締結	令和7年(2025年)8月中旬頃
(10) 委託終了	令和8年(2026年)3月13日(金)

3 企画コンペ参加申込について

(1) 提出書類

- ① 様式1「企画コンペ参加申込書」
- ② 様式2「会社概要」(記載すべき事項が会社案内(パンフレット)等で確認できる場合は代替可能。)

(2) 申込期限 令和7年(2025年)7月22日(火)午後5時(必着)

(3) 申込方法 郵送、持参又はメールによる(メールの場合は、送信後必ずⅣ その他に記載の担当者へ電話連絡すること)

(4) 申 込 先 本書末尾に記載

4 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

企画提案書は、原則としてA4とし、次の順で編さんすること。

番号	項目	様式等
1	表紙	(様式3)
2	企画提案内容 ・当地域の温泉施設及び周辺観光地等を周遊したくなるような企画を提案すること。 ・参加記念品及び景品は、地元特産品等、当地域に関連するものを提案すること。	A4 任意 仕様書に基づき、左の事項について全て記載すること。
3	その他効果的なPRについて記載すること。	
4	本委託に関する実施体制についての資料	A4 任意
5	業務スケジュール	A4 任意
6	概算見積書 ※ 別添仕様書の業務内容に係る見積りについて内訳を明記すること。	A4 任意
7	類似業務実績書 (契約相手方、契約期間や業務内容等がわかる契約書等の写しを添付しても可)	A4 任意
8	事業者の取組に関する申出書(別紙)	別紙に、認定証写し等を添付すること。

(2) 提出部数 6部(正本1部、副本5部)

(3) 提出期限 令和7年(2025年)8月5日(火)午後5時(必着)

(4) 提出方法 郵送又は持参による

(5) 提 出 先 本書末尾に記載

5 質疑・回答について

本書、仕様書等の内容に質問がある場合は、メール又はFAX（送受信の記録が残るもの、様式は任意）のみで受け付ける。FAXで送信する場合は、送信後に電話連絡を行うこと。なお、質問については、令和7年（2025年）7月24日（木）午後5時までに、本書末尾に記載する問合せ先に行くこと。

なお、質疑については個別に回答するが、回答を共有しなければ、企画コンペの公平性を担保できない場合等においては、令和7年（2025年）7月29日（火）午後5時までに、申込者全員に対してメールで共有することとする（参加申込書に記載されたメールアドレス宛に送付）。

Ⅲ 選定

1 選定方法

（1）書類審査の実施

企画提案書等提出者が6者以上となる場合は、提出を受けた企画提案書等を基に、書類審査を実施する。

① 実施日：令和7年（2025年）8月6日（水）予定

② 審査員：業務の関連を考慮し、熊本県職員の中から2名を選出する。

③ 企画提案書の審査及び企画案の選定

企画内容等について、別表「審査基準」をもとに採点し、基準点を満たした企画提案書等提出者の中から上位5者程度をプレゼン審査会参加者として選定する。

（2）プレゼン審査会の実施

業務の関連を考慮して熊本県職員の中から審査委員を3名選出し、プレゼン審査会を実施する。審査会での選考により、最上位順位のプレゼン審査会参加者を契約候補者として決定する。

① 実施日：令和7年（2025年）8月7日（木）（予定）

② 実施場所：熊本県県南広域本部芦北地域振興局（芦北町芦北2670）

③ 実施時間：

参加者1者につき20分（最初の10分でプレゼン審査会参加者による説明、その後残り10分で審査員による質疑）を予定。

④ その他

審査会参加者による説明でのパソコン等の電子機器は使用可とする。その際、電子機器は当日実施場所に各自持ち込むこと。

2 審査結果

審査終了後、速やかに企画提案書提出事業者全員に審査結果を通知する。

ただし、審査の経緯等については公表しない。また、審査結果に対する異議は受け付けない。

3 契約

選定審査会で最優秀提案と選定された応募者と契約条件を協議し、改めて見積書を徴取のうえ、予定価格の範囲内で契約を締結する。なお、契約に当たっては契約書を作成する。

契約条件が合意に至らない場合、あるいは受託候補者が辞退した場合等においては、次点の者と同様の協議を行うこととする。

IV その他

1 申込み・提出・問合せ先

熊本県県南広域本部芦北地域振興局総務振興課（担当 鈴木・田中）

〒869-5461 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2670

電話：0966-82-4445（平日 午前8時30分から午後5時15分まで）

FAX：0966-82-3596

メール：suzuki-k-dn@pref.kumamoto.lg.jp

2 留意事項

- （1）企画提案書等について、提出期限後の書類の追加、修正等は原則として認めない。
- （2）提出された企画提案書等は返却しない。
- （3）企画提案書の作成等、本企画コンペに係る一切の費用は企画提案者の負担とする。
- （4）参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出すること。
- （5）応募者が1者であっても、企画競争（コンペ）を執行する。
- （6）コンペに参加した事業者が、業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることになった場合は、審査対象としない、又は契約の締結を行わないことがある。
- （7）提出された企画書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示請求があった場合、対象文書として原則開示することとする。

なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第7条第3号アの規定により非開示とする。その場合、開示・非開示の判断は、同条例に基づき県が客観的に判断を行う。

- （8）県と契約候補者は、委託業務に係る標準仕様を協議し、本仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお、本仕様書の内容に提案内容が十分反映されない場合がある。

別表「審査基準」

審査項目			評価項目	配点
1 企画内容の評価	基本的要件	ビジョン	・事業目的等を理解した上で、コンセプトや事業展開が具体的に考えられているか	10
		妥当性	・期間内の実現が可能なプラン、スケジュールになっているか	5
			・予算の範囲内において、提案内容と整合性がある経費が適切に見積もられているか	5
	提案内容	選定企画構成	・標準仕様に添った内容か	10
			・提案された企画は、当地域の温泉施設及び周辺施設を周遊したくなるような内容となっているか ・参加記念品及び景品は、地元特産品等、当地域に関連するものとなっているか	40
		その他	・その他効果的なPRは、当地域の魅力を発信するために効果的な内容となっているか	20
2 体制評価	業務実施体制及び業務実績		・業務遂行に必要な実施体制（人数・役割・分担・責任体制等）となっているか ・類似業務の受託実績があるか	5
3 事業者の取組 （基準日：公告日）	働く環境の整備		熊本県ブライト企業の認定を受けているか	1
	多様な人材の活躍		障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか	1
	環境配慮		事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者義務及び任意、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言 REActionのいずれかの認証等又は、森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか	1
	その他の持続可能な社会の実現		熊本県SDGs登録制度に登録しているか	1
			パートナーシップ構築宣言に登録しているか	1
	合計			100

○採点

- ・審査員は、各々企画提案書等を読み込み、選定基準の各項目について、「特に優れている」（10点）、「優れている」（8点）、「普通」（6点）、「やや劣る」（4点）、「劣る」（2点）で採点（配点が10点でない箇所は配点に応じて按分）し、3人の採点結果の合計（合計得点）が最も高い提案を選定する。
- ・合計得点が満点の6割以上であることを採用の条件とし、企画コンペ参加者が1者の場合においても同様とする。
- ・なお、条件を満たしたものであっても、評価項目のうち1つでも、採点結果が配点の3割に満たないものがあつた場合は、事業の確実な遂行が危惧されるため採用しないこととする（ただし、審査項目「3 事業者の取組」を除く）。